答 弁 第 四 〇 号昭和二十五年十二月五日受領

内閣衆質第四○号

昭和二十五年十二月五日

内閣総理大臣 吉 田 茂

別紙答弁書を送付する。

衆議院議員池田峯雄君提出り災農民の飯米貸與に関する質問に対し、

衆

議

院議長

幣 原

喜

重

郎

殿

(質問の 四 〇

衆議 院議 員 池 1田峯雄 君提出り災農民 の飯米貸與に関する質問に対する答弁書

茨城県下における小貝川 堤防の決壊により披害を受けた農家の飯米の貸與に関する陳情については、 左

により措置している。

すなわち、本年産米の收穫皆無となつた完全保有農家に対し、 所要の主要食糧を政府より直接配給し、

あわせてこれが購入に要する資金については、 農林中金より系統機関を通じ、 融資を行うことに定め配給

所要量、 融資所要金額等についての県当局との打合も略々完了したので、近くその実施について県当局に

指示しうる見込である。

右答弁する。